

市民無料法律相談(11月分)

予オンラインまたは電話  
※予オンラインでの予約が  
簡単→



相談日の1週間前の午前0時からオンラインによる予約受付が可能!!

※予電話受付の場合は、相談日の1週間前(休日のときは翌開庁日)9:00から

祝日、休日の受付・相談はありません。  
秘密厳守・無料

同一内容の相談は原則1回

場市役所1階市民相談室101・102  
問魅力創造発信課  
TEL06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼弁護士※予(1人30分・先着14人)  
毎週木曜日13:00~16:30

▼司法書士※予(1人30分・先着8人)  
第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・贈与などの登記

▼司法書士※予(1人30分・先着4人)  
第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続・所得・贈与税など

▼税理士※予(1人30分・先着6人)  
第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

▼行政書士※予(1人30分・先着6人)  
第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

▼宅地建物取引士※予  
(1人30分・先着6人)  
第1火曜日13:00~16:00

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼行政相談委員 予前日までに  
第4火曜日10:00~12:00

備相談員が親身に市民の相談をお受けします。

お知らせ

従業員の給与支払報告書の提出

給与の支払者(事業主)には、原則として給与支払報告書の提出が義務付けられています。

市内在住の従業員がいる場合は、給与支払報告書(総括表)を送付します。また、個人市民税・府民税の特別徴収(給与から差し引き)にご協力ください。

市内在住の従業員がいる場合は、給与支払報告書(総括表)を送付します。また、個人市民税・府民税の特別徴収(給与から差し引き)にご協力ください。

問課税課市民税担当  
TEL06・6992・1456

個人市府民税のよくある質問

〜年の途中で守口市から他の市区町村へ引っ越し(転出)した場合、個人市・府民税は、原則その年の1月1日現在に住民登録をしている市区町村で課税されます。

そのため、年の途中で守口市から他の市区町村へ引っ越し(転出)した場合でも、守口市で課税されます(転出先の市区町村では翌年から課税となります)。

問課税課市民税担当  
TEL06・6992・1456

ご存知ですか

固定資産税・償却資産

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の、固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者に課税されます。このうち、償却資産とは事業の用に供する資産(機械、パソコン、陳列ケース、医療器具など)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものといえます。

注取得価額10万円未満の償却資産は、原則として申告対象外です。

また、自動車税・軽自動車税(種別割)の課税対象となるものは、申告対象から除かれます。家屋の所有者以外の人(テナントなど)がその事業のために取り付けた附帯設備など(電気・給排水設備、内装など)は、家屋と

問課税課資産税担当  
TEL06・6992・1474

給与の年末調整

年末調整とは、サラリーマンなどの給与所得者を対象に、1年間の給与総額が確定する年末にその年の所得税を再計算し、それまでに源泉徴収していた税額との差額を還付または徴収する手続きです。

年末調整の内容は、勤務先からお住まいの市町村へ給与支払報告書として提出され、翌年の個人市府民税・府民税の課税資料となります。

年末調整を受けるには、「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を勤務先へ提出していることが必要です。また、必要に応じて生命保険料・地震保険料などの控除や住宅借入金等特別控除(2年目以降)を申告する書類を提出する必要があります。

なお、医療費控除を受けたり、初めて住宅借入金等特別控除を受ける場合は、税務署(場合により市)へ申告書を提出する必要があります。

また、ふるさと納税においてワンストップ特例制度を利用していても、確定申告もしくは住民税の申告をする。この特例が適用できないため、申告の際に寄附金控除をあわせて申告する必要がありますので注意してください。

問課税課市民税担当  
TEL06・6992・1456

一体であっても償却資産とみなされ、取り付けた人(テナントなど)が納税義務者です。

問課税課資産税担当  
TEL06・6992・1474

固定資産税の特例措置

土地に対する固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在、住宅の敷地となっている住宅用地であれば、特例措置により軽減されます。

賦課期日現在、住宅を建て替え中の場合でも、前年度の賦課期日における建て替え前の住宅の所有者が同じで、建て替え後の翌年度の賦課期日における住宅の所有者であることなど、一定の要件を満たすと申告により軽減対象となります。

問課税課資産税担当  
TEL06・6992・1474

固定資産税の減額措置

省エネ改修工事

平成26年4月1日以前から所在する家屋に対して一定の省エネ改修工事を行った場合において、翌年度の固定資産税額から3分の1が減額されます。

▼適用を受けるための主な要件

- ①改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- ②店舗等併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること。
- ③省エネ改修後の断熱改修部位がいずれも平成28年省エネ基準相当に新たに適合すること。
- ④ア、エの合計額が税込60万円を超えていること(ウ、エの設備設置工事を行う場合は、アおよびエと併せて行う(イ)の工事に充てた工事費用が税込50万円を超え、ア、エの合計額が税込60万円を超えていること。(表1))
- ⑤令和6年3月31日までに工事を完了すること。

申請手続

減額措置を受けようとする納税者は、改修後3カ月以内に、次の書類を添付して固定資産税の減額申請書を課税課資産税担当に提出してください。

- ▽申請書は課税課にあります。
- ▽工事明細書および領収書など
- ▽建築士、指定確認検査機関、登録住

市税は納期内に納めましょう

固定資産税・都市計画税と個人市民税・府民税(普通徴収分)の第1〜3期分および軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。

また、固定資産税・都市計画税の第4期の納期限は、11月30日(水)です。納期までに近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。なお、口座振替(自動払込)を利用している人は、預金残高を確認してください。

納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し、差し押さえ、公売などを行っていくこととなりますので、納期限内での納付を必ずお願いします。

問課税課資産税担当  
TEL06・6992・1474

宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した「増改築等工事証明書」  
住宅バリアフリー改修による固定資産税の減額措置が適用されても、省エネ改修工事を行った場合は、それぞれに減額措置が適用されます。詳しくは問い合わせください。

(表1)

ア	窓の断熱改修工事(必須)
イ	床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事
ウ	太陽光発電装置の設置工事
エ	高効率空調機の設置工事、高効率給湯器の設置工事、太陽熱利用システムの設置工事

マイナンバーカード

出張申請サポーター窓口開設

写真撮影無料で行います。

場市民保健センター1階

問総合窓口課

TEL0120・925・658  
(コールセンター)

また、病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

問納税課  
TEL06・6992・1852〜1854

個人事業税(第2期分) 第2期分の納付

個人事業税(第2期分)の納期限は11月30日(水)です。期限内に忘れずに納めましょう。

問大阪府北河内府税事務所  
TEL072・844・1331